

# 資料編

## 資料編

## 資料1 策定経過

年 月 日	概 要
令和6年 8月 19日	第1回岩沼市地域福祉計画等策定委員会
9月 27日	市民アンケート調査（～10月15日）
令和7年 2月 22日	住民座談会① 早股下二町内会（玉浦小学校区）
3月 16日	住民座談会② 稲荷町町内会（岩沼小学校区）
3月 19日	第2回岩沼市地域福祉計画等策定委員会
4月 20日	住民座談会③ 志賀町内会（岩沼西小学校区）
4月 26日	住民座談会④ 押分町内会（岩沼南小学校区）
5月 27日	第3回岩沼市地域福祉計画等策定委員会
8月 20日	支援者座談会 地域包括支援センター（4か所） 相談支援事業所（3か所） 子育て支援センター（4か所） 岩沼市民生委員児童委員協議会（8名） 岩沼市社会福祉協議会（4名）
8月 28日	第4回岩沼市地域福祉計画等策定委員会
12月 23日	第5回岩沼市地域福祉計画等策定委員会
12月 26日	パブリックコメントの実施（～令和8年1月26日）
令和8年 1月 21日	市民説明会
2月 16日	第6回岩沼市地域福祉計画等策定委員会
3月 17日	岩沼市地域福祉計画等策定委員会による市長報告

## 資料2 岩沼市地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、地域福祉に関する計画（以下「計画」という。）を策定するため、岩沼市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定等に関し、協議及び検討の上、その内容を市長に報告するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 教育機関等の職員
- (5) 関係行政機関等の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受け、又は任命を受けた日から第2条に規定する市長への報告を行った日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

### (意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

### (守秘義務)

第8条 委員は、委員会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

### (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

## 資料3 岩沼市自殺対策計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき、自殺対策に関する計画（以下「計画」という。）を策定するため、岩沼市自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定等に関し、調査及び検討し、その内容を市長に報告するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 商工等関係者
- (5) 教育機関等の職員
- (6) 関係行政機関等の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する市長への報告を行った日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

### (意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

### (守秘義務)

第8条 委員は、委員会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

### (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

## 資料4 策定委員名簿

役職	区 分	氏 名	所属団体
会長	学識経験者	菅 原 里 江	東北福祉大学
	地域団体関係者	佐 藤 由紀江	岩沼市区長会
	福祉関係者	森 武 雄 (令和7年11月30日まで)	岩沼市民生委員児童委員協議会
	福祉関係者	宮 部 淳 子 (令和7年12月5日から)	岩沼市民生委員児童委員協議会
	福祉関係者	八 島 浩一郎	社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会
	福祉関係者	石 川 榮 治	岩沼市身体障害者福祉協会
	福祉関係者	山 口 浩 章	特定非営利活動法人ひよこ会
	福祉関係者	新 保 真 浩	社会福祉法人敬長福祉会
	福祉関係者	大 内 聡	地域包括支援センター連絡会
	教育機関等の職員	岩 倉 悦 子 (令和7年3月31日まで)	市立保育所(園)連絡協議会
	教育機関等の職員	伊 藤 陽 子 (令和7年4月25日から)	市立保育所(園)連絡協議会
	教育機関等の職員	池 田 尚 人	岩沼市校長会
	その他市長が必要と認める者、保健医療関係者	菊 地 知 憲	社会医療法人将道会総合南東北病院
	関係行政機関等の職員	平 塚 莉 沙	宮城県仙台保健福祉事務所 岩沼地域事務所
副会長	その他市長が必要と認める者	工 藤 芳 明	岩沼市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会
	福祉関係者	三 浦 礼 子	名取岩沼地区保護司会
	その他市長が認める者、商工等関係者	太 田 大 輔	岩沼市商工会

## 資料5 用語説明

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

### あ行

#### ◆医療ソーシャルワーカー

保健医療機関において、社会福祉の立場から患者やその家族の方々の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行います。

#### ◆インフォーマルサービス

家族や友人・知人、地域住民、NPO法人など、公的機関以外が主体となって提供されるサービスのことです。

### か行

#### ◆介護支援専門員

介護保険法（平成9年法律第123号）等を根拠に、ケアマネジメントを実施することのできる資格、また有資格者のことです。介護や支援を必要とする人やその家族と相談しながら、利用者が適切な介護サービスを受けるための計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡、調整等を行う役割を担っています。

#### ◆基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、障害のある人に対する総合的な相談業務や成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、地域の実情に応じて地域移行・地域定着への支援、地域の相談支援体制の強化の取組などを行う機関です。市町村が設置します。

#### ◆虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為です。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあります。

#### ◆協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせ活動することです。一般的な概念ではありませんが、本計画では、市民と行政が対等な立場で目的を共有しながら、連携・協力して地域の公共的な課題の解決に取り組むパートナーシップのあり方を表現する概念として用いています。

#### ◆ケアマネジメント

一人ひとりの心身の状態、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと地域に存在するサービスや地域資源を適切に結びつけて調整を図り、計画的に利用されるようにする仕組みのことです。

◆ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインや悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

◆健康づくり推進協議会

市長の諮問に応じ、市民の健康づくりに関する事項を審議及び企画する条例で定められた協議会です。

◆権利擁護

自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、生活を送るうえで必要なすべての権利を保障するという考え方やその実践のことで、具体的には認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行います。

◆更生保護サポートセンター

保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体等と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点です。経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を実施しています。

◆更生保護施設

矯正施設から出所・出院した人や保護観察中の人で、身寄りがなく、帰るべき住居がないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事の提供、生活指導等を行い、その更生を支援する施設のことで、法務大臣の認可を受けた更生保護法人等によって運営されています。

◆高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合です。高齢化率が7%以上14%未満を高齡化社会、14%以上21%未満を高齡社会、21%以上を超高齡社会と呼んでいます。

◆高齢者運転免許証自主返納支援事業

運転に不安を感じている高齢ドライバーが、運転免許証を自主返納するきっかけづくりとして、市の地域公共交通機関を一定期間無料で利用できる制度です。

◆こどもの人権110番

こどもの発するSOS信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話です。

◆個別避難計画

高齢者や障害者などの自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画のことで、

---

さ行

◆在宅医療

在宅で行う医療のことです。在宅医療としては、医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等があります。

**◆自主防災組織**

地域住民による自発的な防災組織です。地域住民相互による「共助」の精神のもとに、地震その他の災害時に安否確認、避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報の収集・伝達等、地域の防災活動を担います。

**◆児童相談所虐待対応ダイヤル（189）**

虐待かと思ったときなどに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。

**◆市民後見人**

一般市民による成年後見人です。認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人に親族がいない場合、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や日常生活における契約などを本人の代理として行う人のことです。

**◆社会福祉協議会**

社会福祉法に基づく社会福祉法人で、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、社会福祉を目的とする事業を行う組織です。事業内容としては、企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等があります。

**◆社会福祉士**

専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携及び調整その他の援助を行う専門職です。

**◆社会福祉法**

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律です。社会福祉サービスの定義・理念、福祉事務所・社会福祉審議会・社会福祉主事など行政組織に関する規定、社会福祉法人に関する規定、社会福祉協議会、共同基金など地域福祉に関する規定、福祉サービスの情報提供や利用者の権利擁護システムなどが盛り込まれています。

**◆障害者手帳**

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳といった障害を有する人に対して発行される手帳の総称です。（※各手帳の詳細は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各用語説明を参照）

**◆食生活改善推進員**

食生活に関する身近なアドバイスを行うボランティア団体です。全国に会員がおり、「私達の健康は私達の手で」を合い言葉に、料理を通じて料理の大切さを伝えるほか、様々な活動を通して、健康づくりを支援しています。

**◆自立支援医療（精神通院医療）**

精神疾患の適正な医療を普及し、早期治療を図るために、通院によって精神疾患の医療を受けた場合に、その医療に要する費用を公費負担する制度です。

◆身体障害者手帳

身体障害者福祉法に規定する障害のある人に都道府県・指定都市・中核市長が交付する手帳です。障害の程度が重い方から1級から6級までの等級が定められています。

◆スクールカウンセラー

学校現場で子どもや保護者などの心のケアや支援を行う専門職のことです。

◆スクールソーシャルワーカー

児童・生徒の問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門職のことです。

◆生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のことです。

◆生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のことです。

◆精神障害者保健福祉手帳

国の要領に基づき、一定の精神障害の状態にあると認定された人に交付される手帳です。障害の程度が重い方から1級から3級までの等級が定められています。

◆制度の狭間

地域の中で悩みや課題を抱えているものの、国や県、市町村等が実施する制度の枠組みでは対応が難しい状態のことです。

◆成年後見制度

判断能力が不十分な方を法的に保護し、支援するための制度であり、財産管理や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約など）の法律行為を支援する制度です。

◆成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）

成年後見制度の利用の促進について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律です。

◆相談支援事業所

障害児・者の相談を専門に受け付けている機関です。具体的には障害児・者本人や家族等からの相談に対応したり、必要な情報を提供したり、福祉サービスの利用をサポートしたり、権利擁護のための必要な援助をしたりします。

◆相談支援専門員

障害のある人の障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う専門職です。実務経験と研修の受講・修了が要件とされています。

## た行

### ◆地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置付けられています。

### ◆地域コミュニティ

一定の地域を基盤とした住民組織、人と人とのつながりであり、そこに暮らす地域住民が構成員となって、地域づくり活動や地域課題の解決等、その地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している地縁型団体・組織（集団）のことです。自治会・町内会等もこれに含まれます。

### ◆地域福祉推進員

地域福祉活動を推進するため、福祉的な援助が必要な方の早期発見や解決に向けて、社会福祉協議会や関係機関・団体と連携した活動を行い、地域福祉の向上に努める人のことです。

### ◆地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、「介護」「医療」「予防」という専門的なサービスと、生活の基本としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えていくシステムです。

### ◆地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置しています。

## な行

### ◆日常生活自立支援事業

認知症や障害などにより判断能力に不安がある方の福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を支援する制度です。

### ◆認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人のことです。

### ◆任意後見制度

本人がまだ判断能力を持っているうちに、将来に備えて、誰にどのような支援をしてもらうかを契約で前もって決めておく制度です。本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて契約の効力が生じます。

### ◆任意後見監督人

任意後見人が任意後見契約の内容どおり、適正に仕事をしているかを、任意後見人から財産目録などを提出させるなどして、監督する人のことです。

## は行

### ◆バリアフリー

高齢者、障害者、児童、妊産婦などをはじめ、すべての人の行動や社会参加を阻む様々な障壁を取り除くことです。道路や建物内の段差の解消といった物理的な障壁を取り除く意味はもとより、制度的・社会的な障壁、差別や偏見などの心理的な障壁など、すべての障壁を取り除くという意味で用いられます。

### ◆ひきこもり

様々な要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態と定義されています。

### ◆福祉避難所

災害発生時に通常の避難所では生活が困難な障害のある人や高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を受け入れる避難所のことです。

### ◆フレイル

健康な状態と要介護状態の中間に位置し、加齢とともに、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態のことです。

### ◆放課後児童クラブ

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

### ◆法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人又は補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことです。

### ◆法定後見制度

障害や認知症の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの種類（類型）が用意されています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

### ◆保護司

犯罪をした人又は非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員のことです。保護観察の実施、帰住先の生活環境調整、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行います。

### ◆放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進するものです。

## ま行

### ◆民生委員・児童委員

地域において支援を必要とする生活困窮者、低所得者、高齢者、障害者、子ども、ひとり親家庭など、様々な理由により社会的な支援が必要と考えられる人々に対して、常に住民の立場に立って相談・支援を行うとともに、行政機関などの業務に協力する人のことで、民生委員は民生委員法（昭和23年法律第198号）で、児童委員は児童委員法（昭和22年法律第164号）で定められており、厚生労働大臣から委嘱を受けた人が民生委員となり、児童委員を兼務します。

## や行

### ◆要配慮者

災害対策基本法において、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のことです。要配慮者のうち、災害時の避難等で特に支援を要する方を避難行動要支援者といいます。

## ら行

### ◆療育手帳

知的障害者に対し、一貫した指導・相談を行い、また在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受けやすくするために交付される手帳のことです。申請により判定が行われ、その結果に基づき交付決定されます。

## 英数字

### ◆A I

人工知能（Artificial Intelligence）の略称です。

### ◆D V

ドメスティック・バイオレンスの略称です。広い意味では家庭内弱者（女性・子ども・高齢者・障害者など）への虐待や暴力、一般的には夫婦や恋人など、親密な間柄にあるパートナー間においての身体的・精神的・性的な暴力のことです。

### ◆I C T

Information and Communication Technology の略称です。情報や通信に関する技術の総称です。

### ◆N P O法人（特定非営利活動法人）

特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定に基づき設立された法人のことです。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること等の要件を満たすことが必要となります。

◆ SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称です。フェイスブック、ツイッター、LINE等、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスであり、人と人とのつながりを促進・サポートするなど、社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）の構築を可能にするサービスです。

◆ 8050問題

ひきこもりが長期化し、80代の親と50代のひきこもる子が同居する世帯が、高齢の親の年金などの収入で生活する状況が増えている社会問題をいいます。